

九条家本『北山抄』に捺された猿顔様印について

図書寮文庫第二図書調査室

ここに紹介する猿顔様印は、五摂家の一つであった九条家がかつて伝えた藤原公任（九六六―一〇四一）撰『北山抄』写本の紙背に捺されたものである。その捺された経緯や印面自体の由来なども不明であるところから、平成二五年四月に宮内記者会において公表し、新聞やテレビなどのメディアでもとりあげていただいた。本稿では、この猿顔様印と捺されていた『北山抄』についての調査報告として紹介する。ここでとりあげる『北山抄』の写本は以下の二件である。（～）は小書・割書

（A）北山抄（目録、巻六、巻九欠、巻四、巻七各二巻）

平安末期―江戸初期写 一一巻（函号 九―四七六）

（B）北山抄断簡（巻第七） 平安末期写 一枚（函号 九―一〇〇九二）

まず、（A）本について言及する。九条家伝来の図書群は、昭和三〇年代に書陵部に一括移譲され、鋭意整理・公開されてきたが、平成一六年に（A）本の修理・整理を終え公開された。この（A）本は、全一一巻からなるが、目録で示すように欠巻や重複巻がある。

『北山抄』は、藤原公任の撰になる平安時代を代表する有職故実書として著名で全一〇巻を誇るが、中でも巻十、史途指南は、公任自筆の稿本が伝

わっている（国宝、京都国立博物館所蔵）。また、現存する写本のうち、まとまっているのは公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫所蔵の、平安期―鎌倉期書写の旧三条西家伝来本（全一二巻）で、これも国宝に指定されている。（A）本は、それに次ぐ書写年次と規模を誇る。

さて、この（A）本のうち、猿顔様印が捺されているのは、巻四及び巻七の二巻である。目録に示されるように、（A）本には、重複巻があり、それが巻四、巻七で、この二巻は、平安末期写と鎌倉期写の巻とが、それぞれ一巻ずつ含まれている。そのうちの平安末期写の分にそれぞれ猿顔様印が捺されているのである。つまり、巻四、巻七共に平安末期写の分のみ猿顔様印が捺されていることになる。印は、紙面の裏側に捺され、巻四には四二箇所、巻七には一三箇所であり、いずれも朱印である。

次に（B）本について言及する。（B）本は、平成二五年に修理・整理が終了し、公開したものである。巻七の巻頭部分と考えられる断簡で、複数の図書が破損した状態で伝来した一括の史料中に混入しており、当部の精査によって『北山抄』巻七の巻頭部分であることを確認し、一部破損はあるが復元の上、頁数一枚として公開した。

この(B)本は、現状の(A)本とは直接的に接続されるようなものではなく、別系統の『北山抄』の写本と推定される。とすれば、九条家には、(A)本とはまた別系統の『北山抄』が伝来していた可能性もあるが、現在のところこれを証明できる類本は伝来していない。この(B)本一枚の紙背に(A)本同様、猿顔様印が一箇所捺されている。しかし、この印は墨印で、形や大きさは(A)とは若干異にするように思われる。

さて、(A)(B)二本の紙背に捺される猿顔様印について言及したが、この印影は、当方が一つの目安として猿顔様としているだけで、この印影をどのように判断するのには様々な意見があると思う。見方によっては、別の姿として捉えることが可能である。また、この印が『北山抄』が書写された平安末期に捺されたという確実な証明を行うことは難しい。しかし、印の上に文字が書いてある箇所もあるところから、印が捺されたあとに『北山抄』本文は書写されたとみるのが、素直な見解と考える。

我が国における印の使用は、律令国家成立以降、太政官や官衙において使用される官印を嚆矢とした長い歴史をもつが、個人使用でかつ文字以外の印影はあまり類例がなく、仮にこの猿顔様の印が文字以外のものとすれば、長い印の歴史の中で新しい事実を付け加えることとなる。

ここで想起されるのが、公益財団法人陽明文庫所蔵の国宝『類聚歌合』(平安時代写)で、その紙背には「財」の一字を印文にもつ方朱印が捺されることが知られている。しかし、これも何を目的として、いつ頃捺したものかは未詳である。更に、猿顔様印が蔵書印のようなものでないことは、紙背に捺されている事実や、一巻の中に複数箇所捺されている事実からも裏付けられる。紙背に捺す印では、卷子本の紙継ぎ目に捺す継ぎ目印の存在がある

が、ここで取り上げている猿顔様印は、紙継ぎ目に捺されていない。

そして、巻四では、紙背の左方から一〇センチ程度のところにやや規則性をもつて捺されているようにみえるところから、ウブな紙一枚一枚に捺されていたと考えることもできようか。しかし、紙漉きの段階でこのような印が捺されているという事例は、寡聞にしてこれを聞かない。また、紙の所有を示すための考え方もできようが、これも例がなく、この印の位置づけは今後の大きな課題である。なお、印影等については図版9を参照。

新聞・雑誌等できりあげていただいたのは、以下の通りである。

【新聞】

・平安期儀式書に猿顔の印 宮内庁所蔵、謎深まる「北日本新聞」平成二五年四月二二日(金)朝刊(共同通信社の配信による)

・平安儀式書に猿顔?の印「産経新聞」平成二五年四月二二日(金)朝刊

・古文書、猿の顔?印押す 宮内庁で写本見つかる「日本経済新聞」平成二五年四月二二日(金)朝刊

・平安儀式書に「猿の顔」和紙職人や紙持ち主の印か「読売新聞」平成二五年四月二二日(金)朝刊

・平安時代の儀式書に猿の押印「朝日新聞」平成二五年五月二〇日(月)夕刊

【雑誌等】

・平安「儀式書」に猿顔の印を遺した人「週刊新潮」平成二五年四月二五日号

・田島公「平安貴族の政務 猿顔の印と硯の謎」『新発見 日本の歴史平安時代』

3 朝日新聞出版、平成二五年一〇月

(宮内庁のホームページにおいても、その概要を掲載している。)

(文責 小森正明)